

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	住宅用家具転倒防止器具の相談及び設置業務委託について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：区長室 危機管理課 危機管理係）

事業の概要

事業名	住宅用家具転倒防止器具の相談及び設置業務委託
担当課	区長室 危機管理課
目的	地震発生時に家具の転倒による被害を最小限にするため、家具転倒防止器具設置世帯を拡大する。
対象者	新宿区内在住者
事業内容	<p>現在、災害時要援護者に無料設置している事業を、拡大して行う。</p> <p>家具転倒防止器具の設置を検討している区民を対象に、相談及び設置（3点まで）を無料で行う。器具については、実費負担とするが、生活保護世帯については、無料とする。</p> <p>相談事業の利用申請書を危機管理課に提出し、申請要件を満たしているか危機管理課が審査する。決定後、委託業者に申請者の住所、氏名、連絡先を伝え、委託業者が申請者と直接連絡を取り訪問する。設置を希望しない場合は相談のみ、設置を希望する場合は、利用者が設置事業の利用申請書を提出し、事業利用の決定後、相談と同じ委託業者が設置まで行う。業務終了後に、委託業者から報告書の提出を受け、確認後請求に基づき経費を支払う。</p>

◇個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 住宅用家具転倒防止器具の相談及び設置業務委託について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	住宅用家具転倒防止器具の相談及び設置業務
委託先	新宿区住宅リフォーム協会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	申請者の住所、氏名、 連絡先(電話番号)、申請者費用負担の有無 申請者の居住する住宅を訪問して行う家具転倒防止器具の設置についての相談内容記録 訪問相談の結果、取り付けた家具転倒防止器具の設置状況
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	家具転倒防止器具を効果的に設置するためには、専門知識を有する業者による相談及び設置が必要なため。
委託の内容	家具転倒防止器具の設置を希望する又は設置を検討している世帯を訪問し、相談を受け、設置を希望する場合は設置(3点まで)を行う。設置する器具の費用は申請者の実費負担とする。 ただし、生活保護受給者については、器具の費用も3点まで新宿区が負担する。
委託の開始時期及び期限	契約締結の翌日 から 平成24年 3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 提供した情報及び収集させた情報を、業務終了後、すみやかに新宿区に返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報及び収集させた情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。